

検査事項	区分	高置水槽式			加圧ポンプ直送式			圧力タンク式			高置受水槽式			
		受水槽	高置水槽	合計	受水槽	高置水槽	合計	受水槽	高置水槽	合計	受水槽	高置水槽	合計	
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	判定基準 管端から1メートルの距離に虫等の侵入が認められない状態であること。 管端の周辺部が確認でき、正常であること。 防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分であること。 管端と排水管の流入口等とは直結されていること。 管端と排水管の流入口等の間隔は遊部吐出に十分距離であること。 管端から1メートルの距離に虫等の侵入が認められない状態であること。	4(0.7%)	5(0.9%)	9(1.6%)	10(2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	
		19(3.4%)	29(5.2%)	48(8.6%)	6(1.1%)	12(1%)	18(3.3%)	2(3.7%)	0(0.0%)	2(3.7%)	0(0.0%)	0(0.0%)	2(3.7%)	
		13(2.3%)	13(2.3%)	26(4.7%)	30(5%)	0(0.0%)	30(5%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
		3(0.5%)	1(0.2%)	4(0.7%)	30(5%)	0(0.0%)	30(5%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
		33(5.9%)	4(0.7%)	37(6.6%)	21(3.8%)	0(0.0%)	21(3.8%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
7. 水槽の通気管の状態	判定基準 管端の周辺部が確認でき、正常であること。 管端から1メートルの距離に虫等の侵入が認められない状態であること。 防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分であること。 通気管として十分な有効断面を有するものであること。 管端と排水管の流入口等とは直結されていること。 管端から1メートルの距離に虫等の侵入が認められない状態であること。	36(6.5%)	74(13.3%)	110(19.7%)	17(3.1%)	3(6.4%)	20(3.6%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	
		27(4.8%)	48(8.6%)	75(13.4%)	15(2.7%)	0(0.0%)	15(2.7%)	4(7.4%)	0(0.0%)	4(7.4%)	0(0.0%)	0(0.0%)	4(7.4%)	
		0(0.0%)	1(0.2%)	1(0.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	
		12(2.2%)	1(0.2%)	13(2.3%)	12(2.2%)	0(0.0%)	12(2.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
		23(4.1%)	4(0.7%)	27(4.8%)	25(4.5%)	0(0.0%)	25(4.5%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
9. 給水管等の状態	判定基準 水を伝送するおそれのある設備の材質が劣化していないこと。 異常な臭気が認められないこと。 異常な色が認められないこと。 異常な味が認められないこと。 異常な色が認められないこと。	—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
10. 臭気	判定基準 水を伝送するおそれのある設備の材質が劣化していないこと。 異常な臭気が認められないこと。 異常な色が認められないこと。 異常な味が認められないこと。 異常な色が認められないこと。	—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
11. 味	判定基準 水を伝送するおそれのある設備の材質が劣化していないこと。 異常な臭気が認められないこと。 異常な色が認められないこと。 異常な味が認められないこと。 異常な色が認められないこと。	—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
12. 色	判定基準 水を伝送するおそれのある設備の材質が劣化していないこと。 異常な臭気が認められないこと。 異常な色が認められないこと。 異常な味が認められないこと。 異常な色が認められないこと。	—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
13. 色度	判定基準 水を伝送するおそれのある設備の材質が劣化していないこと。 異常な臭気が認められないこと。 異常な色が認められないこと。 異常な味が認められないこと。 異常な色が認められないこと。	—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
14. 濁度	判定基準 水を伝送するおそれのある設備の材質が劣化していないこと。 異常な臭気が認められないこと。 異常な色が認められないこと。 異常な味が認められないこと。 異常な色が認められないこと。	—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
15. 残留塩素	判定基準 水を伝送するおそれのある設備の材質が劣化していないこと。 異常な臭気が認められないこと。 異常な色が認められないこと。 異常な味が認められないこと。 異常な色が認められないこと。	—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
		—	—	0(0.0%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	—	—	—	—	—	—	
平均			20(3.6%)	50(9%)	70(12.2%)	11(2%)	4(7.4%)	15(2.7%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)		

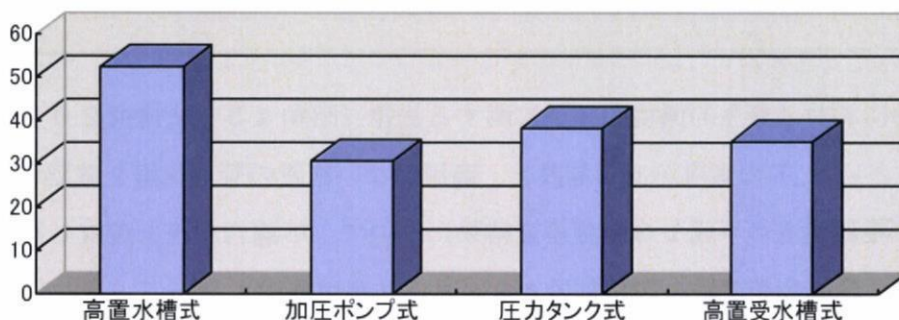


図 3-(1)-2 給水方式別不適合状況

(2) まとめ

貯水槽の給水方式の違いによる不適合率は、簡易専用水道、小規模貯水槽水道共に高置水槽式が一番高く、以下圧力タンク式、高置受水槽式の順となり加圧ポンプ直送式が一番低い結果となった。

検査事項別の不適合率を見ると、簡易専用水道においては加圧ポンプ直送式、圧力タンク方式、高置受水槽式には不適合率が10%を超える事項はなかったが、高置水槽式のうち「水槽マンホールの防水密閉」が11.0%、「水槽通気管の防虫網の有無」が12.8%と10%を超える不適合率を示した。小規模貯水槽水道においては加圧ポンプ直送式、圧力タンク方式には不適合率が10%を超える事項はなかったが、高置水槽式の不適合率は「水槽マンホールの防水密閉」が16.7%、「マンホールが容易に開閉」が10.4%、「水槽通気管の防虫網の有無」が19.7%、「水槽通気管の網目の大きさ」が13.4%であった。また、高置受水槽式は調査件数が54件と少ないが「水槽マンホールの防水密閉」が13.0%、「マンホールが容易に開閉」が11.1%と10%を超える不適合率を示した。

(2) 簡易専用水道における建築物衛生法の適用・非適用別の不適合状況

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）の適用がある施設と、適用がない施設の管理状態を確認するため、簡易専用水道の現場検査の平成18年度検査結果について、不適合状況を調査した。

調査は、建築物衛生法の適用施設638件、非適用施設12,576件について実施し、結果は表3-(2)-1のとおりであった。

(1) 不適合状況

簡易専用水道における建築物衛生法の適用・非適用別の不適合率をみると、適用施設が36.1%で、非適用施設が32.3%であった。

表 3-(2)-1 平成 18 年度簡易専用水道の建築物衛生法の適用・非適用別不適合状況アンケート調査

検査事項	判定基準	区分		適用		非適用	
		調査件数 [A]	不適合件数 [B] (B/A%)	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽
1. 水槽周囲の 状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	638	230 (36.1%)	9 (1.4%)	0 (0%)	333 (2.6%)	58 (0.4%)
2. 水槽本体の 状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 雨水等が入り込み、開口部や接合部のすき間がないこと。 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。			4 (0.6%)	10 (1.6%)	371 (3.0%)	292 (2.3%)
3. 水槽上部の 状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。			4 (0.6%)	4 (0.6%)	154 (1.2%)	278 (2.2%)
4. 水槽内部の 状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。 外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 流入口と流出口が近接していないこと。 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。			7 (1.1%)	1 (0.2%)	50 (0.4%)	406 (3.2%)
5. 水槽のマン ホールの状 態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。			3 (0.5%)	1 (0.2%)	101 (0.8%)	40 (0.3%)
6. 水槽のオー バーフロー管 の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。 防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。			5 (0.8%)	2 (0.3%)	197 (1.6%)	242 (1.9%)
				2 (0.3%)	2 (0.3%)	114 (0.9%)	132 (1.0%)

	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	1 (0. 2%)	0 (0%)	36 (0. 3%)	22 (0. 2%)
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	7 (1. 1%)	2 (0. 3%)	219 (1. 7%)	46 (0. 4%)
	管端部からはほりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	6 (0. 9%)	1 (0. 2%)	343 (2. 7%)	275 (2. 2%)
7. 水槽の通気管の状態	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	6 (0. 9%)	10 (1. 6%)	479 (3. 8%)	672 (5. 3%)
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	5 (0. 8%)	3 (0. 5%)	300 (2. 4%)	405 (3. 2%)
	通気管として十分な有効面積を有するものであること。	0 (0%)	0 (0%)	4 (0. 0%)	16 (0. 1%)
8. 水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	7 (1. 1%)	2 (0. 3%)	185 (1. 5%)	22 (0. 2%)
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	11 (1. 7%)	0 (0%)	339 (2. 7%)	25 (0. 2%)
9. 給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	1 (0. 2%)		0 (0%)	
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	0 (0%)		0 (0%)	
10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。	0 (0%)		0 (0%)	
11. 味	異常な味が認められないこと。	0 (0%)		0 (0%)	
12. 色	異常な色が認められないこと。	0 (0%)		0 (0%)	
13. 色度	五度以下であること。	27 (4. 2%)		71 (0. 6%)	
14. 濁度	二度以下であること。	2 (0. 3%)		0 (0%)	
15. 残留塩素	検出されること。	0 (0%)		5 (0. 0%)	
16. 書類の整理及び保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が整理保存されていること。	6 (0. 9%)		497 (4. 0%)	
	受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が整理保存されていること。	5 (0. 8%)		445 (3. 5%)	
	水槽の掃除の記録が整理保存されていること。	0 (0%)		103 (0. 8%)	
	その他の帳簿書類が整理保存されていること。	18 (2. 8%)		30 (0. 2%)	
	判定基準別不適合率の平均	0. 6%		0. 7%	

(2) まとめ

今回の調査では専任管理者の有無による管理状況の違いをみるために、建築物衛生法の適用がある施設と、適用がない施設の簡易専用水道検査の不適合状況について調査した。建築物衛生法の適用がある施設が638件と少ないため、この結果がすべてとは考えられないが、不適合率は建築物衛生法の適用施設のほうがやや高い結果となった。また、検査事項別に不適合率をみると、「施設の管理の状態」については大きな違いはなかったが、「書類の整理保存の状況」は建築物衛生法の適用がない施設のほうが高い傾向があった。

(3) 貯水槽水道の管理の検査における不適合状況

簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の検査における不適合状況について、厚生労働省水道課が全国47都道府県、保健所設置市及び特別区の調査をもとに集計した平成13年度から平成17年度までの5年間の結果を調査した。

(1) 簡易専用水道

簡易専用水道の設置者は、水道法第34条の2第1項に基づき、厚生省令の定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。管理基準については、水道法施行令第55条に次のように規定されている。

- 一 水槽の掃除を一年以内ごとに一回、定期的に、行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項うち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

また、管理の検査については、水道法第34条の2第2項に基づき、厚生省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならないとされ、検査は一年以内ごとに一回とすることが水道法施行令第56条に規定されており、検査を受けない場合には罰則が適用されることになっている。実施された検査の状況について、都道府県等より厚生労働省に報告があったものを整理した結果は表3-(3)-1及び表3-(3)-2のとおりであった。

受検率は80%台で推移しているが、若干下がる傾向が見られる。また、検査の結果、不適合と判定されたものは、ここ数年40%前後で推移し、そのうち衛生上特に問題がある事例は、不適合施設の1%未満となっている。

表3-(3)-1 簡易専用水道の設置状況及び検査状況

区分	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
施設数	194,278	196,381	201,809	206,451	210,913
検査施設数	165,034	165,408	167,497	168,087	172,548
受検率	84.9%	84.2%	83.0%	81.4%	81.8%

※厚生労働省水道課調査

表 3-(3)-2 簡易専用水道の検査における不適合内容

区 分		平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	
不適合施設数		70,816	68,598	62,431	47,625	61,285	
不適合率		42.9%	41.5%	37.3%	28.3%	35.5%	
施設 の 外 観 検 査	水槽の周囲の状態	23.9%	24.6%	25.7%	17.4%	17.9%	
	受 水 槽	受水槽本体の状態	15.6%	16.2%	18.1%	18.5%	15.5%
		受水槽上部の状態	9.3%	9.6%	10.1%	7.7%	9.3%
		受水槽内部の状態	11.4%	11.1%	13.0%	11.8%	11.8%
		マンホールの状態	18.8%	20.4%	21.3%	20.7%	20.0%
		オーバーフロー管の状態	12.5%	13.0%	13.5%	12.2%	11.0%
		通気管の状態	12.9%	14.6%	15.1%	14.8%	13.8%
		水抜き管の状態	8.0%	9.2%	10.9%	9.3%	9.7%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	10.3%	10.6%	10.1%	9.4%	10.4%
		高置水槽上部の状態	2.2%	2.1%	2.2%	2.6%	3.1%
		高置水槽内部の状態	8.7%	8.1%	8.8%	9.7%	9.4%
		マンホールの状態	16.0%	16.6%	16.2%	16.5%	16.2%
		オーバーフロー管の状態	10.2%	8.4%	8.4%	8.1%	7.9%
		通気管の状態	15.1%	16.0%	15.6%	14.2%	15.1%
		水抜き管の状態	3.6%	3.5%	3.8%	3.3%	2.8%
給水管等の状態	3.2%	3.0%	3.0%	1.1%	1.6%		
水 質 検 査	臭気	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	味	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	色	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	
	色度	—	—	—	0.1%	0.1%	
	濁度（濁り含む）	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	
	残留塩素	1.3%	1.0%	0.9%	1.5%	0.8%	
書類の整備保存の状況		34.1%	35.2%	35.2%	23.9%	30.5%	

(注)

1. 不適合施設数は、検査機関から上記23項目についての指摘を受けた施設数
2. 不適合率は、検査数に対する不適合施設数の割合
 - ・検査項目別の不適合率は、不適合施設数に対する割合（複数回答あり）

※厚生労働省水道課調査

表 3-(3)-3 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

区 分		平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	
不適合施設数		1,636	1,623	1,343	856	738	
不適合率		0.8%	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%	
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	5.8%	6.7%	7.8%	25.9%	11.1%
		受水槽本体の状態	18.7%	20.1%	22.6%	37.9%	23.4%
		受水槽上部の状態	4.5%	4.6%	4.5%	9.5%	7.5%
		受水槽内部の状態	18.8%	18.7%	25.7%	21.5%	25.3%
		マンホールの状態	8.0%	9.9%	11.8%	32.6%	19.1%
		オーバーフロー管の状態	5.7%	6.2%	10.3%	22.2%	10.2%
		通気管の状態	6.4%	6.2%	8.8%	18.7%	11.8%
		水抜き管の状態	2.8%	3.1%	7.4%	25.5%	6.0%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	13.9%	11.3%	10.6%	20.9%	16.5%
		高置水槽上部の状態	1.8%	4.6%	3.1%	3.2%	3.8%
		高置水槽内部の状態	10.3%	9.7%	9.2%	18.2%	15.6%
		マンホールの状態	7.9%	9.2%	9.2%	40.8%	20.5%
		オーバーフロー管の状態	4.2%	4.1%	8.3%	16.1%	10.7%
		通気管の状態	8.4%	7.5%	8.6%	32.0%	15.9%
		水抜き管の状態	1.8%	2.2%	3.6%	5.0%	4.7%
	他	給水管等の状態	1.9%	1.4%	2.1%	1.9%	2.2%
	水 質 検 査	臭気	0.0%	0.1%	0.3%	0.4%	0.3%
		味	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.7%
		色	1.9%	0.6%	0.6%	0.5%	1.2%
		色度	—	—	—	2.6%	2.6%
		濁度 (濁り含む)	0.4%	0.4%	0.4%	1.2%	0.9%
残留塩素		17.9%	17.7%	13.3%	18.9%	28.2%	
書類の整備保存の状況		5.7%	5.7%	11.3%	11.7%	16.1%	

(注)

- 平成15年9月末までの報告施設数は、昭和53年6月5日付水道環境部長通知（環水第63号）に基づき、検査機関から行政庁に対して通報の措置が行われた施設数である。平成15年10月以降施設数は、平成15年7月23日厚生労働省告示第262号に基づき、設置者から行政庁へ報告の措置が行われた施設数
- 報告率は、検査実施施設数に対する衛生上問題があるとして報告（通報）された施設数の割合
・検査項目別の報告率は、報告施設数に対する割合（複数回答あり）

※厚生労働省水道課調査

(2) 小規模貯水槽水道

受水槽の有効容量が10 m³以下の小規模貯水槽水道については、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項を供給規定に定めるよう、水道法第14条第2項第5号に規定されている。貯水槽水道の設置者の責任に関する事項としては、貯水槽水道の管理責任及び管理の基準、貯水槽水道の管理の状況に関する検査について必要に応じて定めるよう、水道法施行規則第12条第4項2号に規定されている。また、都道府県等においては、条例による水道法に準じた管理及び管理の検査の義務付けや、要綱等による指導が実施されている。実施された検査の状況について、都道府県等より厚生労働省に報告があったものを整理した結果は表3-(3)-4及び表3-(3)-5のとおりであった。

受検率はここ数年3%前後で推移しており、不適合率をみると、40%前後となっている。

表3-(3)-4 小規模貯水槽水道の設置状況及び検査状況

区 分	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
施設数	754,319	768,426	890,470	907,055	888,469
検査施設数	24,657	25,156	31,159	26,411	27,125
受検率	3.3%	3.3%	3.5%	2.9%	3.1%

※厚生労働省水道課調査

表 3-(3)-5 小規模貯水槽水道の検査における不適合内容

区 分		平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	
不適合施設数		12,060	11,047	14,014	9,498	10,014	
不適合率		48.9%	43.9%	45.0%	36.0%	36.9%	
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	11.2%	9.5%	12.1%	6.4%	10.0%
		受水槽本体の状態	3.3%	3.2%	9.5%	2.9%	3.2%
		受水槽上部の状態	1.5%	1.6%	28.1%	1.1%	1.6%
		受水槽内部の状態	12.4%	10.0%	9.1%	7.6%	11.3%
		マンホールの状態	17.8%	16.2%	17.2%	11.1%	19.8%
		オーバーフロー管の 状態	11.2%	11.8%	10.4%	7.1%	12.7%
		通気管の状態	3.8%	3.9%	4.3%	3.8%	4.0%
		水抜き管の状態	1.9%	2.9%	3.7%	3.2%	4.8%
		高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	2.9%	2.7%	3.2%	2.1%
	高置水槽上部の状態		0.4%	0.4%	1.6%	0.7%	0.8%
	高置水槽内部の状態		8.3%	4.8%	6.4%	4.8%	6.0%
	マンホールの状態		15.9%	12.8%	13.7%	9.2%	14.0%
	オーバーフロー管の 状態		9.9%	8.2%	8.0%	5.1%	8.8%
	通気管の状態		4.2%	4.0%	4.2%	3.3%	4.3%
	水抜き管の状態		1.2%	1.1%	1.3%	1.1%	1.8%
	他	給水管等の状態	0.9%	0.8%	1.6%	0.3%	0.3%
	水 質 検 査	臭気	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		味	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		色	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%
色度		—	—	—	0.1%	0.2%	
濁度（濁り含む）		0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	
残留塩素		2.4%	1.1%	2.0%	1.3%	0.8%	
書類の整備保存の状況		20.0%	18.8%	15.0%	14.4%	32.6%	

(注)

1. 不適合施設数は、検査機関から上記23項目についての指摘を受けた施設数
2. 不適合率は、検査数に対する不適合施設数の割合
 - ・検査項目別の不適合率は、不適合施設数に対する割合（複数回答あり）

※厚生労働省水道課調査

(4) 受水槽の設置場所別の不適合状況

受水槽の設置場所が異なることにより、管理状態に違いが生じるか確認するため、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の平成18年度検査結果について、受水槽の設置場所が屋内・屋外別に不適合状況を調査した。

調査は、簡易専用水道について屋内設置2,943件、屋外設置10,271件、小規模貯水槽水道は屋内設置204件、屋外設置1,012件を実施し、結果は表3-(4)-1、表3-(4)-2のとおりであった。

(1) 不適合状況

① 簡易専用水道

簡易専用水道における受水槽の屋内・屋外別の不適合率をみると、屋内設置が28.6%で、屋外設置が29.1%であった。

② 小規模貯水槽水道

小規模貯水槽水道における受水槽の屋内・屋外別の不適合率は、屋内設置が35.8%、屋外設置が41.0%であった。

(2) 判定基準別不適合状況

① 簡易専用水道

判定基準別不適合率の平均は、屋内設置が1.2%で、屋外設置は1.1%であった。

検査事項別に判定基準項目の不適合率をみると次のとおりであった。

ア 受水槽周囲の状態

不適合の内訳は図3-(4)-1に示すように、屋内設置は「空間確保」が6.0%、「たまり水」が2.7%と平均値を上回っており、「清潔確保」が0.9%となっている。また、屋外設置は「清潔確保」が3.4%、「空間確保」が1.6%と平均値を上回り、「たまり水」が0.8%であった。

表 3-(4)-1 平成 18 年度簡易専用水道の受水槽の設置場所別不適合状況

検査事項	判定基準	区 分		
		調査件数 [A]	屋内	屋外
		不適合件数 [B]	842	2,985
		不適合率 (B/A%)	28.6%	29.1%
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	177(6.0%)	165(1.6%)	
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	27(0.9%)	354(3.4%)	
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	79(2.7%)	78(0.8%)	
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	14(0.5%)	36(0.4%)	
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	41(1.4%)	266(2.6%)	
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	8(0.3%)	219(2.1%)	
3. 水槽上部の状態	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。	38(1.3%)	66(0.6%)	
	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	80(2.7%)	205(2.0%)	
	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	6(0.2%)	1(0.0%)	
4. 水槽内部の状態	水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	61(2.1%)	13(0.1%)	
	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	25(0.8%)	35(0.3%)	
	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	20(0.7%)	72(0.7%)	
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	4(0.1%)	95(0.9%)	
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	11(0.4%)	5(0.0%)	
5. 水槽のマンホールの状態	流入口と流出口が近接していないこと。	8(0.3%)	8(0.1%)	
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	0(0%)	11(0.1%)	
	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	89(3.0%)	400(3.9%)	
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	82(2.8%)	191(1.9%)	
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	17(0.6%)	19(0.2%)	
	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	28(1.0%)	40(0.4%)	
7. 水槽の通気管の状態	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	51(1.7%)	151(1.5%)	
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	35(1.2%)	81(0.8%)	
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	19(0.6%)	18(0.2%)	
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	72(2.4%)	157(1.5%)	
8. 水槽の水技管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	42(1.4%)	307(3.0%)	
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	53(1.8%)	433(4.2%)	
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	40(1.4%)	265(2.6%)	
9. 給水管等の状態	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	0(0%)	4(0.0%)	
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	36(1.2%)	157(1.5%)	
10. 臭気	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	115(3.9%)	237(2.3%)	
	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	1(0.0%)	0(0%)	
11. 味	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	0(0%)	0(0%)	
	異常な臭気が認められないこと。	0(0%)	0(0%)	
12. 色	異常な味が認められないこと。	0(0%)	0(0%)	
	異常な色が認められないこと。	0(0%)	0(0%)	
13. 色度	五度以下であること。	37(1.3%)	61(0.6%)	
14. 濁度	二度以下であること。	1(0.0%)	1(0.0%)	
15. 残留塩素	検出されること。	3(0.1%)	2(0.0%)	
判定基準別不適合率の平均		1.2%	1.1%	

表 3-(4)-2 平成 18 年度小規模貯水槽水道の受水槽の設置場所別不適合状況

検査事項	判定基準	区 分		
		調査件数 [A]	屋内	屋外
		不適合件数 [B]	73	415
		不適合率 (B/A%)	35.8%	41.0%
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	12(5.9%)	3(0.3%)	
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	2(1.0%)	27(2.7%)	
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	3(1.5%)	4(0.4%)	
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	1(0.5%)	4(0.4%)	
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	2(1.0%)	19(1.9%)	
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	1(0.5%)	12(1.2%)	
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。	7(3.4%)	16(1.6%)	
3. 水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	8(3.9%)	18(1.8%)	
	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	0(0%)	0(0%)	
	水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	1(0.5%)	0(0%)	
4. 水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	1(0.5%)	2(0.2%)	
	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	3(1.5%)	20(2.0%)	
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	0(0%)	13(1.3%)	
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	2(1.0%)	0(0%)	
	流入口と流出口が近接していないこと。	0(0%)	0(0%)	
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	1(0.5%)	1(0.1%)	
5. 水槽のマンホールの状態	ふたが防水密封型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	11(5.4%)	50(4.9%)	
	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	12(5.9%)	36(3.6%)	
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	1(0.5%)	6(0.6%)	
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	0(0%)	5(0.5%)	
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	5(2.5%)	23(2.3%)	
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	2(1.0%)	14(1.4%)	
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	1(0.5%)	5(0.5%)	
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	11(5.4%)	43(4.2%)	
7. 水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	3(1.5%)	42(4.2%)	
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	8(3.9%)	51(5.0%)	
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	6(2.9%)	40(4.0%)	
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	0(0%)	0(0%)	
8. 水槽の水技管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	1(0.5%)	23(2.3%)	
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	10(4.9%)	38(3.8%)	
9. 給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	0(0%)	0(0%)	
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	0(0%)	0(0%)	
10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。	0(0%)	0(0%)	
11. 味	異常な味が認められないこと。	0(0%)	0(0%)	
12. 色	異常な色が認められないこと。	0(0%)	0(0%)	
13. 色度	五度以下であること。	3(1.5%)	8(0.8%)	
14. 濁度	二度以下であること。	0(0%)	0(0%)	
15. 残留塩素	検出されること。	0(0%)	3(0.3%)	
判定基準別不適合率の平均		1.5%	1.4%	

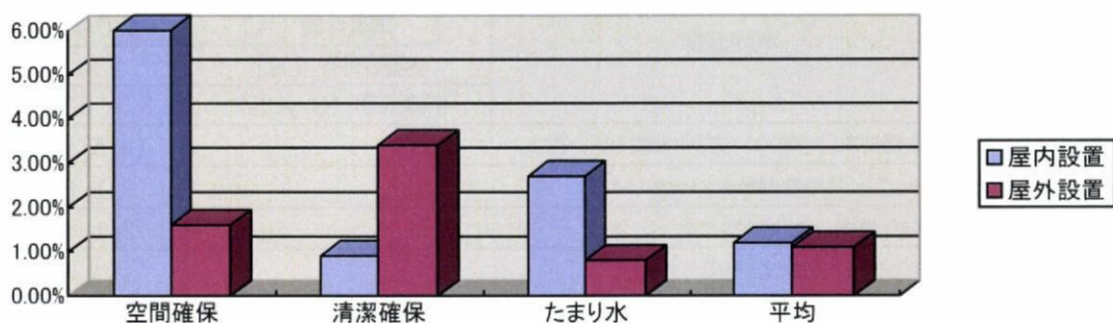


図 3-(4)-1 「受水槽周囲の状態」の不適合率

イ 受水槽本体の状態

不適合の内訳は図 3-(4)-2 に示すように、屋内設置は「亀裂・漏水」が 1.4 %、「電極部の固定」が 1.3%と平均値を上回っており、「点検等に支障」が 0.5 %、「開口部・接合部」が 0.3 %となっている。また、屋外設置は「亀裂・漏水」が 2.6 %、「開口部・接合部」が 2.1 %と平均値を上回り、「電極部の固定」が 0.6 %、「点検等に支障」が 0.4 %であった。

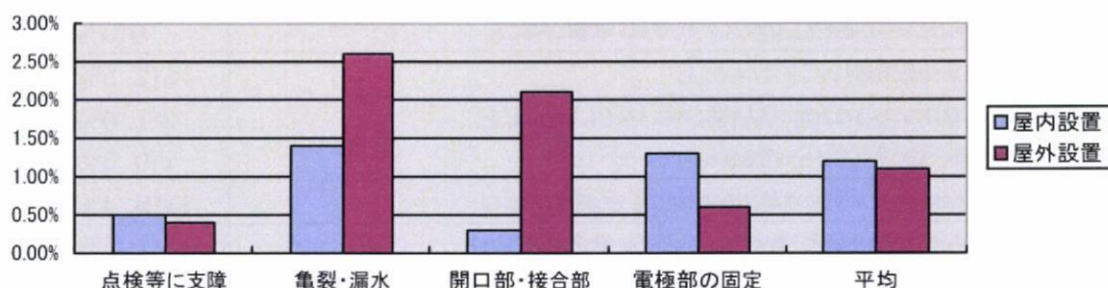


図 3-(4)-2 「受水槽本体の状態」の不適合率

ウ 受水槽上部の状態

不適合の内訳は図 3-(4)-3 に示すように、屋内設置は「上部水たまり」が 2.7 %、「上床盤上部」が 2.1 %と平均値を上回っており、「ふたの上部」が 0.2 %となっている。また、屋外設置は「上部水たまり」が 2.0 %と平均値を上回り、「上床盤上部」が 0.1 %、「ふたの上部」については不適合件数が 1 件であった。

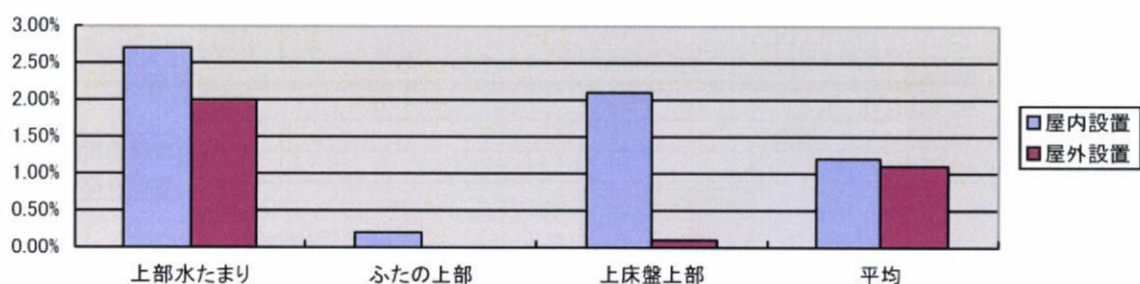


図 3-(4)-3 「受水槽上部の状態」の不適合率

エ 受水槽内部の状態

不適合の内訳は図 3-(4)-4 に示すように、屋内設置は「沈積物等の異常」が 0.8%、「定期的な掃除」が 0.7%、「当該施設以外の配管設備」が 0.4%、「流入口と流出口」が 0.3%、「外壁の塗装の劣化」が 0.1%で、「異常な浮遊物質」は不適合事例がなかった。また、屋外設置は「外壁の塗装の劣化」が 0.9%、「定期的な掃除」が 0.7%、「沈積物等の異常」が 0.3%、「流入口と流出口」と「異常な浮遊物質」が 0.1%で、「当該施設以外の配管設備」については不適合事例が 5 件であった。

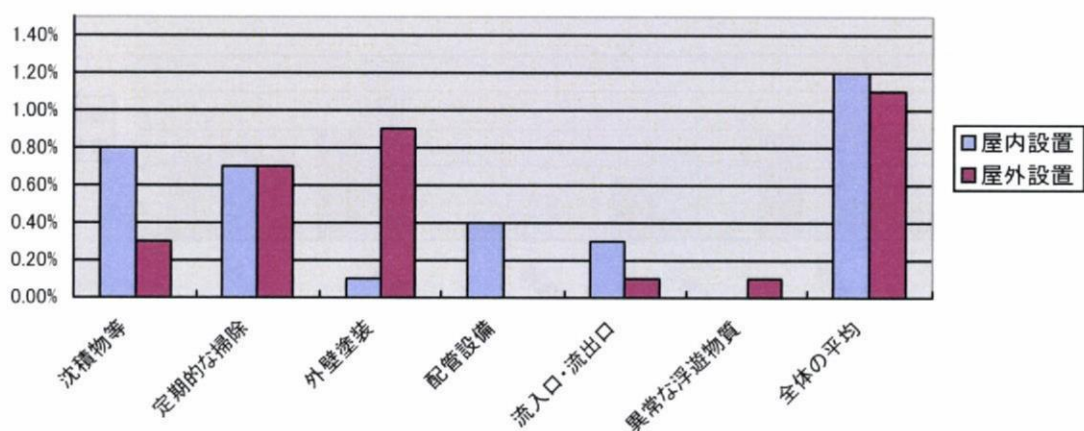


図 3-(4)-4 「受水槽内部の状態」の不適合率

オ 受水槽のマンホールの状態

不適合の内訳は図 3-(4)-5 に示すように、屋内設置は「防水密閉型」が 3.0%、「容易に開閉」が 2.8%と平均値を上回っており、「立ち上がり」が 0.6%であった。また、屋外設置については「防水密閉型」が 3.9%、「容易に開閉」が 1.9%と平均値を上回り、「立ち上がり」が 0.2%となっている。

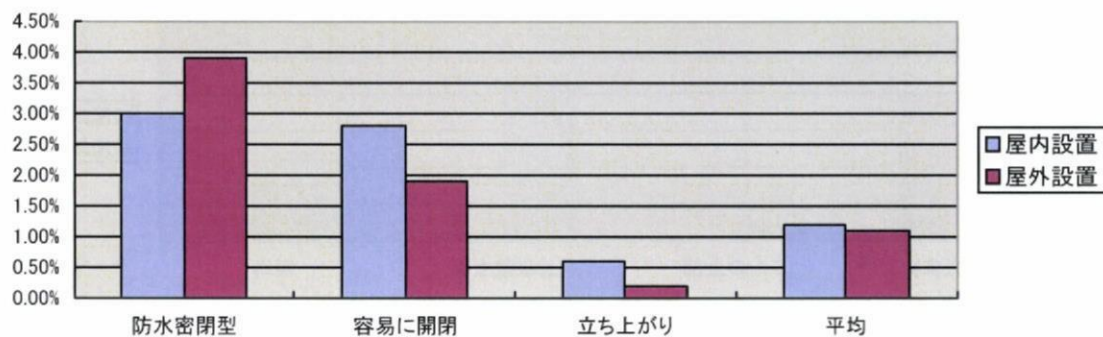


図 3-(4)-5 「受水槽マンホールの状態」の不適合率

カ 受水槽のオーバーフロー管の状態

不適合の内訳は図 3-(4)-6 に示すように、屋内設置は「逆流防止の距離」が 2.4 %、「防虫網の確認・有無」が 1.7 %と平均値を上回っており、「網目の大きさ」が 1.2 %、「有害なものが入らない」が 1.0 %、「排水管と直接連結」が 0.6 %となっている。また、屋外設置については「防虫網の確認・有無」と「逆流防止の距離」が 1.5 %と平均値を上回り、「網目の大きさ」が 0.8 %、「有害なものが入らない」が 0.4 %、「排水管と直接連結」が 0.2 %となっている。

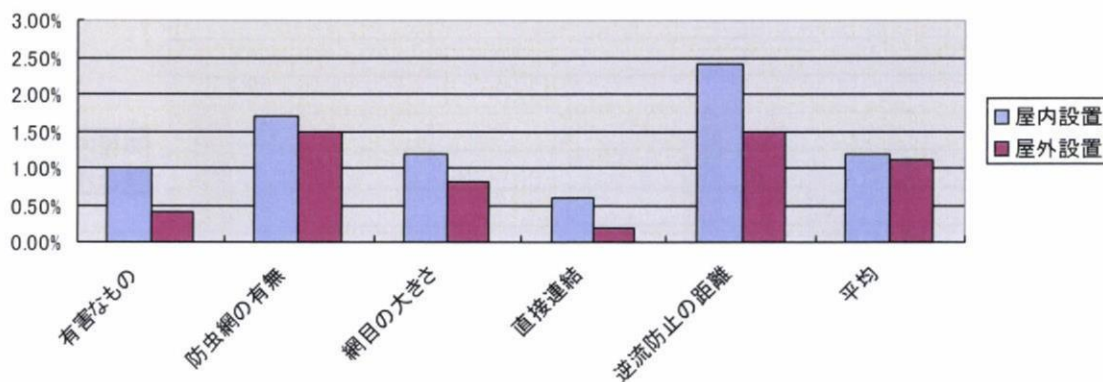


図 3-(4)-6 「受水槽オーバーフロー管の状態」の不適合率

キ 受水槽の通気管の状態

不適合の内訳は図 3-(4)-7 に示すように、屋内設置は「防虫網の有無」が 1.8 %、「有害なものが入らない」と「網目の大きさ」が 1.4 %と平均値を上回っており、「有効断面積」については不適事例がなかった。また、屋外設置は「防虫網の有無」が 4.2 %、「有害なものが入らない」が 3.0 %、「網目の大きさ」が 2.6 %と平均値を上回り、「有効断面積」については不適事例が 4 件であった。

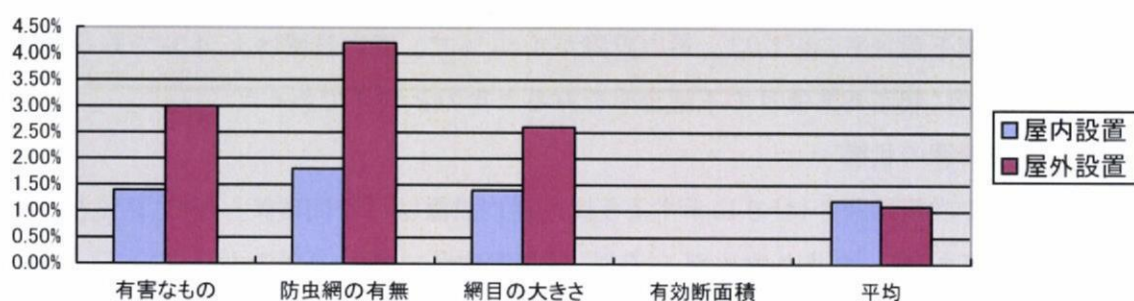


図 3-(4)-7 「受水槽通気管の状態」の不適合率

ク 受水槽の水抜管の状態

不適合の内訳は図 3-(4)-8 に示すように、屋内設置は「間接排水」が 3.9% で「直接排水」が 1.2% であった。また、屋外設置については「間接排水」が 2.3% で「直接排水」が 1.5% であった。

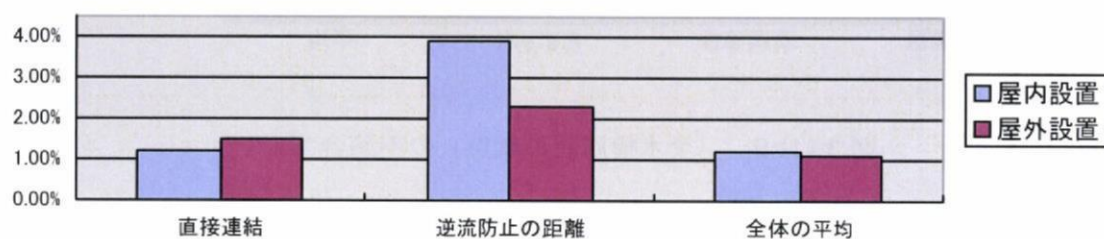


図 3-(4)-8 「受水槽水抜管の状態」の不適合率

ケ 給水管等の状態

屋内設置の「配管設備と連結」の不適合件数が 1 件で、「設備の中を貫通」は不適合事例がなかった。また、屋外設置については「配管設備と連結」、「設備の中を貫通」ともに不適合事例がなかった。

コ 水質検査

水質検査項目の不適合率は、屋内設置は「色度」が 1.3%、「残留塩素」が 0.1%、「濁度」については不適合事例が 1 件で、「臭気」、「味」及び「色」は不適合事例がなかった。また、屋外設置については「色度」が 0.6%、「残留塩素」については不適合事例が 2 件、「濁度」の不適合事例は 1 件で、「臭気」、「味」及び「色」は不適合事例がなかった。

② 小規模貯水槽水道

判定基準別不適合率の平均は、屋内設置が1.5%で、屋外設置は1.4%であった。
検査事項別に判定基準項目の不適合率をみると次のとおりであった。

ア 受水槽周囲の状態

不適合の内訳は図3-(4)-9に示すように、屋内設置は「空間確保」が5.9%と平均値を上回っており、「たまり水」が1.5%、「清潔確保」は1.0%となっている。また、屋外設置は「清潔確保」が2.7%と平均値を上回り、「たまり水」が0.4%、「空間確保」が0.3%であった。

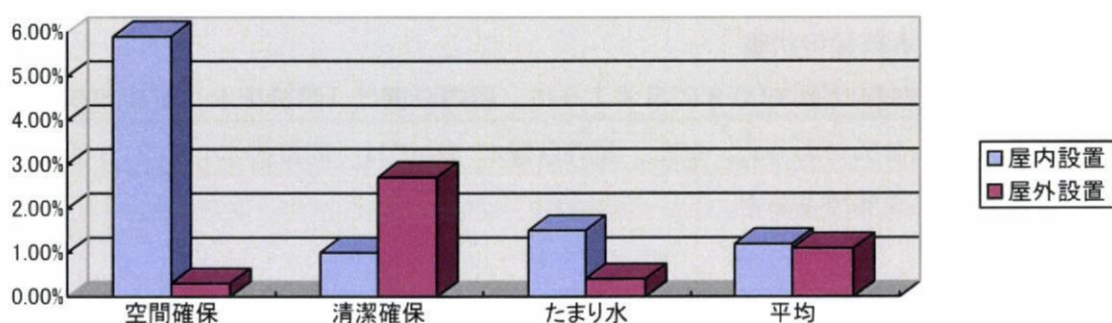


図3-(4)-9 「受水槽周囲の状態」の不適合率

イ 受水槽本体の状態

不適合の内訳は図3-(4)-10に示すように、屋内設置は「電極部の固定」が3.4%と平均値を上回っており、「亀裂・漏水」が1.0%、「点検等に支障」と「開口部・接合部」が0.5%となっている。また、屋外設置は「亀裂・漏水」が1.9%、「電極部の固定」が1.6%と平均値を上回り、「開口部・接合部」が1.2%、「点検等に支障」が0.4%であった。

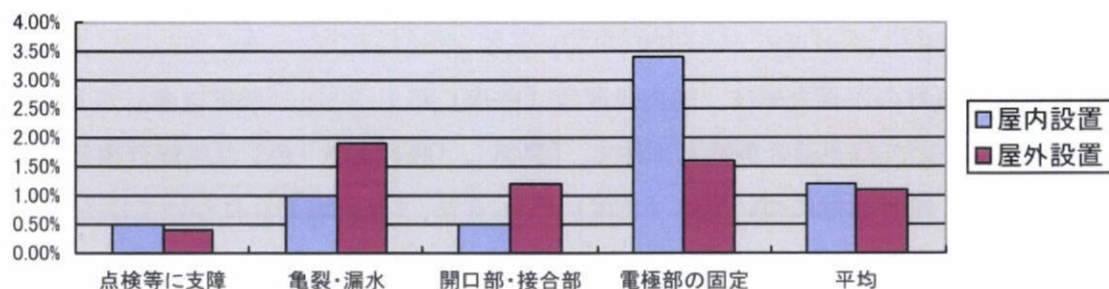


図3-(4)-10 「受水槽本体の状態」の不適合率

ウ 受水槽上部の状態

不適合の内訳は図 3-(4)-11 に示すように、屋内設置は「上部水たまり」が 3.9%と平均値を上回っており、「上床盤上部」が 0.5%、「ふたの上部」は不適合事例がなかった。また、屋外設置は「上部水たまり」が 1.8%と平均値を上回り、「ふたの上部」及び「上床盤上部」については不適合事例がなかった。

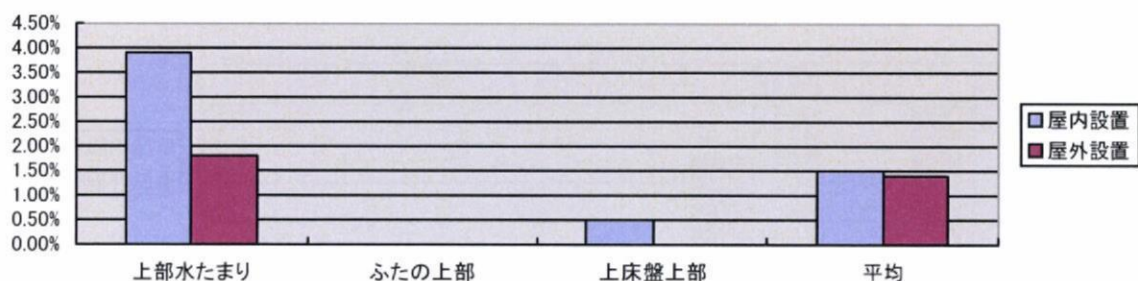


図 3-(4)-11 「受水槽上部の状態」の不適合率

エ 受水槽内部の状態

不適合の内訳は図 3-(4)-12 に示すように、屋内設置は「定期的な掃除」が 1.5%、「当該施設以外の配管設備」が 1.0%、「沈積物等の異常」と「異常な浮遊物質」が 0.5%、「外壁の塗装の劣化」及び「流入口と流出口」は不適合事例がなかった。また、屋外設置は「定期的な掃除」が 2.0%と平均値を上回り、「外壁の塗装の劣化」が 1.3%、「沈積物等の異常」が 0.2%、「異常な浮遊物質」が 0.1%、「当該施設以外の配管設備」及び「流入口と流出口」については不適合事例がなかった。

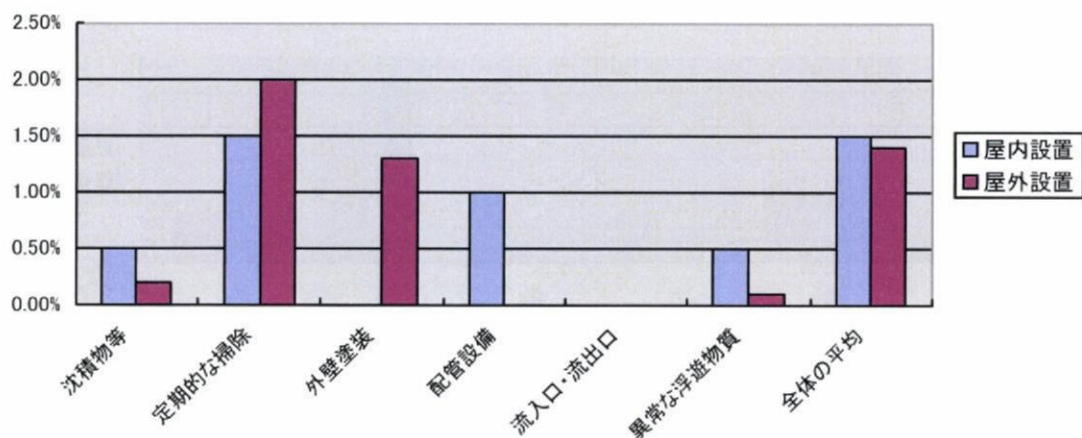


図 3-(4)-12 「受水槽内部の状態」の不適合率